

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第32号**

鳥取県宿舍管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宿舍管理規則（昭和57年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>ウ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の規定に基づき県が設立した地方独立行政法人の役職員</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="5">略</th></tr><tr><th>入居</th><th>続柄</th><th>氏名</th><th>年齢</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">予 定 家 族 の 状 況</td><td colspan="4">略</td></tr></tbody></table> <p>注) 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="1">略</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	略					入居	続柄	氏名	年齢	備考	予 定 家 族 の 状 況	略				略	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="5">略</th></tr><tr><th>入居</th><th>続柄</th><th>氏名</th><th>職業(勤務先)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">予 定 家 族 の 状 況</td><td colspan="4">略</td></tr></tbody></table> <p>注) 略</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="1">略</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	略					入居	続柄	氏名	職業(勤務先)	備考	予 定 家 族 の 状 況	略				略
略																																	
入居	続柄	氏名	年齢	備考																													
予 定 家 族 の 状 況	略																																
	略																																
略																																	
入居	続柄	氏名	職業(勤務先)	備考																													
予 定 家 族 の 状 況	略																																
	略																																

注意事項	納期期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.4パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。
------	--

注) 略

様式第4号(第10条関係)

略				
入居家族の状況	続柄	氏名	年齢	備考

注意事項	納期期限までに貸付料を納付しなかったときは、延滞金額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の違約金が発生します。
------	--

注) 略

様式第4号(第10条関係)

略					
入居家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業 (勤務先)	備考

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。